

議案第47号

長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月7日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年長野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表長野市大岡ふれあい交流ひろばの項中「254番地1」を「287番地」に改める。

(長野市国民健康保険診療所設置条例の一部改正)

第2条 長野市国民健康保険診療所設置条例（昭和41年長野市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長野市国民健康保険大岡診療所の項中「254番地1」を「287番地」に改める。

(長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例（平成16年長野市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条の表柵内菜園滞在施設の項中「長野市大岡乙 258番地1外」を「長野市大岡乙 258番地1」に改める。

(長野市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 長野市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年長野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長野市大岡保健センターの項中「254番地1」を「287番地」に改める。

(長野市立公民館条例の一部改正)

第5条 長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 長野市立大岡公民館の項中「252番地1」を「287番地」に改める。

(長野市大岡文化センター設置条例の一部改正)

第6条 長野市大岡文化センター設置条例（平成16年長野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条中「252番地1」を「287番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
 条例（案）要綱

保健福祉部高齢者活躍支援課  
 保健福祉部医療連携推進課  
 保健福祉部長野市保健所健康課  
 農林部農業政策課  
 教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明																				
1 改正の理由	国土調査法に定める地籍調査による地番の変更に伴い、改正するもの																				
2 改正の内容	<p>(1) 長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係）        長野市大岡ふれあい交流ひろばの位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 958 1362 1048"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大岡乙 254番地 1</td> <td>長野市大岡乙 287番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市国民健康保険診療所設置条例の一部改正（第2条関係）        長野市国民健康保険大岡診療所の位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1182 1362 1272"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大岡乙 254番地 1</td> <td>長野市大岡乙 287番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）        椀内菜園滞在施設の位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1406 1362 1496"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大岡乙 258番地 1 外</td> <td>長野市大岡乙 258番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 長野市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第4条関係）        長野市大岡保健センターの位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1630 1362 1720"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大岡乙 254番地 1</td> <td>長野市大岡乙 287番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 長野市立公民館条例の一部改正（第5条関係）        長野市立大岡公民館の位置を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="523 1809 1362 1899"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大岡乙 252番地 1</td> <td>長野市大岡乙 287番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 長野市大岡文化センター設置条例の一部改正（第6条関係）        長野市大岡文化センターの位置を次のとおり改める。</p>	改正前	改正後	長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地	改正前	改正後	長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地	改正前	改正後	長野市大岡乙 258番地 1 外	長野市大岡乙 258番地 1	改正前	改正後	長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地	改正前	改正後	長野市大岡乙 252番地 1	長野市大岡乙 287番地
改正前	改正後																				
長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地																				
改正前	改正後																				
長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地																				
改正前	改正後																				
長野市大岡乙 258番地 1 外	長野市大岡乙 258番地 1																				
改正前	改正後																				
長野市大岡乙 254番地 1	長野市大岡乙 287番地																				
改正前	改正後																				
長野市大岡乙 252番地 1	長野市大岡乙 287番地																				

	改正前	改正後
	長野市大岡乙 252番地 1	長野市大岡乙 287番地
3 施行期日	公布の日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定	月 日
	(2) 庁議の決定	月 日

長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前												
<p>○長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年3月31日長野市条例第12号 (名称及び位置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターに、次のとおりふれあい交流ひろばを附置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市小田切ふれあい交流ひろば</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市大岡ふれあい交流ひろば</td> <td>長野市大岡乙<u>287番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市小田切ふれあい交流ひろば	略	長野市大岡ふれあい交流ひろば	長野市大岡乙 <u>287番地</u>	<p>○長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 昭和53年3月31日長野市条例第12号 (名称及び位置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターに、次のとおりふれあい交流ひろばを附置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市小田切ふれあい交流ひろば</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>長野市大岡ふれあい交流ひろば</td> <td>長野市大岡乙<u>254番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市小田切ふれあい交流ひろば	略	長野市大岡ふれあい交流ひろば	長野市大岡乙 <u>254番地1</u>
名称	位置												
長野市小田切ふれあい交流ひろば	略												
長野市大岡ふれあい交流ひろば	長野市大岡乙 <u>287番地</u>												
名称	位置												
長野市小田切ふれあい交流ひろば	略												
長野市大岡ふれあい交流ひろば	長野市大岡乙 <u>254番地1</u>												

長野市国民健康保険診療所設置条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前																
<p>○長野市国民健康保険診療所設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第70号 (名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○長野市国民健康保険診療所設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第70号 (名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 445 618 488">名称</th> <th data-bbox="618 445 1066 488">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 488 618 544">長野市国民健康保険信里診療所</td> <td data-bbox="618 488 1066 544">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 608 618 663">長野市国民健康保険大岡診療所</td> <td data-bbox="618 608 1066 663">長野市大岡乙287番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 727 618 815">長野市国民健康保険大岡歯科診療所</td> <td data-bbox="618 727 1066 815">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市国民健康保険信里診療所	略	長野市国民健康保険大岡診療所	長野市大岡乙287番地	長野市国民健康保険大岡歯科診療所	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 445 1612 488">名称</th> <th data-bbox="1612 445 2060 488">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 488 1612 544">長野市国民健康保険信里診療所</td> <td data-bbox="1612 488 2060 544">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 608 1612 663">長野市国民健康保険大岡診療所</td> <td data-bbox="1612 608 2060 663">長野市大岡乙254番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 727 1612 815">長野市国民健康保険大岡歯科診療所</td> <td data-bbox="1612 727 2060 815">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市国民健康保険信里診療所	略	長野市国民健康保険大岡診療所	長野市大岡乙254番地1	長野市国民健康保険大岡歯科診療所	略
名称	位置																
長野市国民健康保険信里診療所	略																
長野市国民健康保険大岡診療所	長野市大岡乙287番地																
長野市国民健康保険大岡歯科診療所	略																
名称	位置																
長野市国民健康保険信里診療所	略																
長野市国民健康保険大岡診療所	長野市大岡乙254番地1																
長野市国民健康保険大岡歯科診療所	略																

長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前																								
<p>○長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例 平成16年12月28日長野市条例第132号 (名称及び位置) 第3条 菜園滞在施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>○長野市大岡菜園付き長期滞在施設の設置及び管理に関する条例 平成16年12月28日長野市条例第132号 (名称及び位置) 第3条 菜園滞在施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中ノ在家菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>川口菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栢内菜園滞在施設</td> <td><u>長野市大岡乙258番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>桜清水菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>芦沼北菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中ノ在家菜園滞在施設	略	川口菜園滞在施設	略	栢内菜園滞在施設	<u>長野市大岡乙258番地 1</u>	桜清水菜園滞在施設	略	芦沼北菜園滞在施設	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中ノ在家菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>川口菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栢内菜園滞在施設</td> <td><u>長野市大岡乙258番地 1 外</u></td> </tr> <tr> <td>桜清水菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>芦沼北菜園滞在施設</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中ノ在家菜園滞在施設	略	川口菜園滞在施設	略	栢内菜園滞在施設	<u>長野市大岡乙258番地 1 外</u>	桜清水菜園滞在施設	略	芦沼北菜園滞在施設	略
名称	位置																								
中ノ在家菜園滞在施設	略																								
川口菜園滞在施設	略																								
栢内菜園滞在施設	<u>長野市大岡乙258番地 1</u>																								
桜清水菜園滞在施設	略																								
芦沼北菜園滞在施設	略																								
名称	位置																								
中ノ在家菜園滞在施設	略																								
川口菜園滞在施設	略																								
栢内菜園滞在施設	<u>長野市大岡乙258番地 1 外</u>																								
桜清水菜園滞在施設	略																								
芦沼北菜園滞在施設	略																								

長野市保健センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前												
<p>○長野市保健センターの設置及び管理に関する条例 昭和63年3月30日長野市条例第9号 (設置)</p>	<p>○長野市保健センターの設置及び管理に関する条例 昭和63年3月30日長野市条例第9号 (設置)</p>												
<p>第2条 市民の健康の保持及び増進並びに保健衛生の向上を図るため、センターを次のとおり設置する。</p>	<p>第2条 市民の健康の保持及び増進並びに保健衛生の向上を図るため、センターを次のとおり設置する。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 483 506 529">名称</th> <th data-bbox="510 483 1066 529">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 533 506 579">長野市北部保健センター</td> <td data-bbox="510 533 1066 579">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 582 506 628">長野市大岡保健センター</td> <td data-bbox="510 582 1066 628">長野市大岡乙287番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市北部保健センター	略	長野市大岡保健センター	長野市大岡乙287番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 483 1507 529">名称</th> <th data-bbox="1512 483 2063 529">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 533 1507 579">長野市北部保健センター</td> <td data-bbox="1512 533 2063 579">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 582 1507 628">長野市大岡保健センター</td> <td data-bbox="1512 582 2063 628">長野市大岡乙254番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長野市北部保健センター	略	長野市大岡保健センター	長野市大岡乙254番地1
名称	位置												
長野市北部保健センター	略												
長野市大岡保健センター	長野市大岡乙287番地												
名称	位置												
長野市北部保健センター	略												
長野市大岡保健センター	長野市大岡乙254番地1												



長野市立公民館条例 新旧対照表【第5条関係】

改正後		改正前	
○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号		○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
長野市立城山公民館	略	長野市立城山公民館	略
長野市立大岡公民館	長野市大岡乙 <u>287番地</u>	長野市立大岡公民館	長野市大岡乙 <u>252番地1</u>
長野市立信州新町公民館	略	長野市立信州新町公民館	略

長野市大岡文化センター設置条例 新旧対照表【第6条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市大岡文化センター設置条例 平成16年12月28日長野市条例第161号 (設置)</p> <p>第2条 産業振興と市民の交流及び福祉のため、山村振興等農林漁業特別対策事業により、集会、講習、研修、情報受発信及び伝統文化継承の場として、文化センターを長野市大岡乙<u>287番地</u>に設置する。</p>	<p>○長野市大岡文化センター設置条例 平成16年12月28日長野市条例第161号 (設置)</p> <p>第2条 産業振興と市民の交流及び福祉のため、山村振興等農林漁業特別対策事業により、集会、講習、研修、情報受発信及び伝統文化継承の場として、文化センターを長野市大岡乙<u>252番地1</u>に設置する。</p>